資料１　広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例について　⑹　介護老人保健施設関係

条例（読み替え後の規定を含む。）	条例の具体的内容等
（趣旨） 第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）　（中略）の規定に基づき、指定居宅サービス事業の人員、設備及び運営の基準等を定めるものとする。	１　広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例の施行について 広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例（平成２４年広島市条例第６０号）では、地域の実情に応じた基準等を設けることが可能となりました。このことを踏まえ、国が定める基準を精査し、①サービス利用者等の処遇向上、②事業者の適正な事業運営の確保、③事業者の円滑な事業運営の確保の３点の視点から、本市独自の基準（以下「独自基準」といいます。）を設けるとともに、その他の基準については、これまでどおり国が定める基準を適用することとしました。
（介護老人保健施設の設備及び運営の基準等） 第１２条　法第９７条第１項から第３項までに規定する条例で定める施設、員数及び基準は、次項に規定するもののほか、次に掲げる規定に規定する施設、員数及び基準とする。 ⑴　介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成１１年厚生省令第４０号）第１条の２から第９条まで及び第１１条から第５０条まで並びに附則第５条から第７条まで、第１２条、第１５条第２項、第１６条第１項及び第１７条から第１９条まで ⑵　平成１７年改正省令附則第５条第２項 ⑶　平成１８年改正省令附則第９条 ⑷　平成２３年第１０６号改正省令附則第４条	２　介護老人保健施設の設備及び運営の基準等について 本市が定める介護老人保健施設の設備及び運営の基準等は、条例第１２条第２項の規定による読み替え後の第２条第４項及び第６項から第１１項まで並びに第１２条第２項の規定による読み替え後の第１１条第２項に規定する独自基準のほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成１１年厚生省令第４０号。以下「省令基準」といいます。）に規定する基準とします。 省令基準の具体的内容等は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成１２年老企第４４号）等の厚生労働省発出通知のとおりです。
２　第２条第４項及び第６項から第１１項まで並びに前条第２項の規定は、前項に規定する条例で定める基準について準用する。この場合において、これらの規定中「基準該当訪問介護事業者等」及び「指定介護老人福祉施設」とあるのは「介護老人保健施設」と、「利用者」とあるのは「入所者」と、「法第４０条第２号の特例居宅介護サービス費の支給（基準該当居宅サービスに係る支給に限る。）」とあるのは「法第４０条第９号の施設介護サービス費の支給」と、「基準該当居宅サ	

条例（読み替え後の規定を含む。）	条例の具体的内容等
ービスの」とあるのは「介護保健施設サービスの」と、第２条第６項、第８項及び第９項中「基準該当短期入所生活介護事業者」とあるのは「介護老人保健施設」と、同条第１０項中「基準該当通所介護事業者及び基準該当短期入所生活介護事業者」とあるのは「介護老人保健施設」と読み替えるものとする。	**介護老人保健施設関係の独自基準の一覧** 独自基準の項目 ⑴ 一般原則・基本方針：利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のための措置の実施 ⑵ 運営規程の記載事項：利用者等の虐待の防止のための措置に関する事項の記載／利用者等に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束等を行う場合の要件等に関する事項の記載 ⑶ 金銭管理規程の整備 ⑷ 管理者の研修の機会の確保 ⑸ 非常災害対策：夜間を想定した避難訓練の実施／水、食料品等の備蓄／地域住民等との日頃からの連携 ⑹ 居宅介護サービス費等の支給の根拠となる記録の５年間保存
（第１２条第２項の規定による読み替え後の第２条第４項の規定） 第２条 ４　介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者及び管理者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。	各独自基準の具体的内容等は、以下のとおりです。 ⑴　事業の一般原則及び施設の基本方針に係る独自基準（読み替え後の第２条第４項関係） ア　目的 本市において高齢者虐待が疑われるケースの通報が増加傾向にあることから、事業者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号）第２０条に規定する措置等を講じることを義務付けることにより、事業所等の従業者及び管理者の利用者等の人権の擁護や虐待に対する意識の啓発を図ります。 イ　具体的内容 利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために設置する責任者は、業務管理体制の整備に係る法令遵守責任者や事業所等の管理者を充てるなど、事業者の実態に即した適切な者としてください。 その他の体制の整備については、下記⑵の「運営規程の記載事項に係る独自基準」を参照してください。 また、従業者及び管理者に対する研修の実施等の措置については、下記⑷の「管理者の研修の機会の確保に係る独自基準」を参照してください。
（第１２条第２項の規定による読み替え後の第１１条第２項の規定） 第１１条 ２　介護老人保健施設は、その運営規程に次に掲げる事項を定めなければならない。 ⑴　入所者の虐待の防止のための措置に関する事項 ⑵　入所者に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する事項	⑵　運営規程の記載事項に係る独自基準（読み替え後の第１１条第２項関係） ア　目的 利用者等の虐待の防止のための措置に関する事項を運営規程に定めることを義務付けることにより、管理者及び従業者の虐待の防止のための取組みの徹底を図ります。 また、利用者等に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束等を行う場合の要件等に関する事項を運営規程に定めることを義務付けることにより、身体的拘束等が緊急やむを得ない場合に限り行われるよう徹底を図ります。 これらの事項を運営規程に定めることにより、サービス提供の開始に際し重要事項として説明が必要な事項となるため、利用者等又はそ

条例（読み替え後の規定を含む。）	条例の具体的内容等
	の家族は、事業所等の取組みを理解した上でサービス提供を受けることができます。 イ　具体的内容 ㈠　利用者等の虐待の防止のための措置に関する事項（第１号関係） 事業者が運営規程に定めなければならない事項の具体例は、次のとおりです。なお、具体的な運用に当たっては、「施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト」（社会福祉法人東北福祉会　認知症介護研究・研修センター）やその他の資料を参考にしてください。 a　組織運営の健全化 ・介護の理念、事業所等の運営方針の明確化、従業者間での共有 ・個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割の明確化 ・運営やサービスの自己評価、第三者評価の実施、利用者等、家族等との情報共有 b　従業者の負担やストレスへの対応 ・作業手順の見直し、柔軟な人員配置、負担の大きい夜勤者への配慮 ・従業者のストレスの把握、従業者間の声掛けなど悩み相談の体制の整備 c　チームアプローチ、従業者間の連携 ・個別のケースに対応する関係従業者の役割の明確化 ・情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順の明確化 d　職業倫理、法令遵守の意識の啓発 ・提供しているケアが利用者等本位のケアであるかの検証 ・目標とする介護の理念の決定と従業者間での共有 e　ケアの質の向上 ・アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアの検討 ・アセスメントの活用方法の具体的、実践的な習得 ・認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術の習得のための研修の実施、研修の機会の確保 f　家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動の実施 g　虐待が疑われる事例を発見した場合の市町村等関係機関への報告 ㈡　利用者等に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束等を行う場合の要件等に関する事項（第２号関係） 事業者が運営規程に定めなければならない事項は、次のとおりです。なお、具体的な運用に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省　身体拘束ゼロ作戦推進会議）やその他の資料を参考にしてください。 a　関係従業者が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など、身体的拘束等廃止のための体制 b　身体的拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断するための具体的な手順 c　身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、利用者等又はその家族への説明 d　身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過についての利用者等又はその家族への説明 e　解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録 なお、当該規定が適用されないサービスについては、運営規程へ定めることを義務付けるものではありませんが、緊急やむを得ない理由で身体的拘束等を行う場合には、上記の要件を満たす必要があ

条例（読み替え後の規定を含む。）	条例の具体的内容等
	ります。 ウ　適用日等 当該規定は、平成２６年４月１日から適用しますので、同日までに、速やかに運営規程の整備を行うとともに、本市にその変更を届け出てください。 なお、これらの事項を追加するための運営規程の整備に当たっては、法人の役員会等執行機関において決定するなど、適切な手続を経てください。
（第１２条第２項の規定による読み替え後の第２条第６項から第１１項までの規定） 第２条 ６　介護老人保健施設は、入所者が日常生活を営むために必要な金銭の管理等を入所者に代わって行う場合は、その管理等を適切に行うために必要な事項に関する規程を定めなければならない。	⑶　金銭管理規程の整備に係る独自基準（読み替え後の第２条第６項関係） ア　目的 利用者等が日常生活を営むために必要な金銭の管理等（以下「金銭管理」といいます。）については、利用者等又はその家族が行うことが原則ですが、利用者等に代わって金銭管理を行う事業者に対し、金銭管理を適切に行うために必要な事項を定めた規程（以下「金銭管理規程」といいます。）の整備を義務付けることにより、金銭管理の透明性を確保し、適切な実施体制を確保します。 イ　具体的内容 事業者が利用者等に代わって金銭管理を行う場合には、事業者は、次の事項を盛り込んだ金銭管理規程を整備しなければなりません（金銭管理規程(参考例)を本市ホームページに掲載しています。）。 なお、事業者が利用者等に代わって金銭管理を行わない場合は、公的制度の活用等により適切な金銭管理が行われるよう、必要な支援を行ってください。 ㈠　利用者等又はその家族等との契約 ㈡　金銭の管理等の方法 ㈢　金銭の払出しその他の手続 ㈣　利用者等又はその家族等への定期的な報告 ㈤　事業者内部における帳簿等の検査の実施 ㈥　契約終了時の手続 ㈦　その他金銭の管理等に関する重要事項 ウ　適用日等 当該規定は、平成２６年４月１日から適用しますが、既に利用者等の金銭管理を行っている事業者については速やかに、新たに利用者等の金銭管理を行う事業者については開始前までに、必ず金銭管理規程を整備してください。 なお、金銭管理規程の整備に当たっては、法人の役員会等執行機関において決定するなど、適切な手続を経てください。
７　介護老人保健施設は、その管理者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	⑷　管理者の研修の機会の確保に係る独自基準（読み替え後の第２条第７項関係） 事業所等の実地指導等において判明した不適切又は不正な事例については、管理者が介護保険制度等を熟知し本来の業務である一元的な管理業務が適切に行われていれば防げたものが多いことから、事業者に対し研修の機会の確保を義務付け、管理者の資質の向上を図ります。 イ　具体的内容 研修内容及び研修方法は次のとおりとします。

条例（読み替え後の規定を含む。）	条例の具体的内容等
	事業者において管理者の経験年数や能力を考慮し、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定め、計画的に実施するとともに、定期的に目標等の達成状況を確認してください。 なお、他の従業者に対しても、同様の研修を実施してください。 ⑺　研修内容 a　介護保険関係法令を含む関係法令の理解及び遵守 b　利用者等の人権の擁護、虐待の防止 c　認知症高齢者、若年性認知症患者への理解 d　医学等関連する領域の基礎的な知識の習得 e　最新の介護技術の習得 f　アセスメント、サービス計画の基本的な考え方 g　身体的拘束等によらないケアの実施 h　他の福祉医療サービスとの連携のあり方 i　提供するサービスの質の自己評価のあり方 j　従業者等の職場環境の改善を含む労務管理 k　サービス中の事故防止等のリスクマネジメント ⑴　研修方法 a　事業所や法人の内部で行う研修 b　本市が実施する高齢者虐待防止研修会など、法人外部で開催される研修、講習やシンポジウム等への出席 c　法人内部で行う研修を録画した映像の視聴等による研修 d　外部研修等への出席者からの伝達研修 e　事業者が設定した課題に対するレポート等の提出
8　介護老人保健施設は、非常災害に備えるための訓練を行うに当たっては、昼間を想定した訓練に加え、夜間を想定した訓練を行うよう努めなければならない。	⑸　非常災害対策に係る独自基準（読み替え後の第２条第８項、第９項及び第１０項関係） ア　目的 社会福祉施設における火災事故や東日本大震災の発生を受け、事業者、事業所等の管理者及び従業者の防災意識の啓発・育成を図るとともに、自力避難が困難な利用者等の被害の拡大防止を図ります。 イ　具体的内容 ⑺　夜間を想定した避難訓練の実施（第８項関係） 避難訓練は、特に従業者の配置が手薄な夜間を想定し、自力避難困難者の避難・救出に重点を置いた訓練等実態に即したものとしてください。また、避難訓練の実施に当たっては、できる限り消防機関の協力を得るよう努めてください。 なお、具体的な運用に当たっては、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和 62 年社施第 107 号）やその他の資料を参考にしてください。
9　介護老人保健施設は、非常災害時の水、食料等の不足に備え、入所者、従業者、管理者等のための水、食料等を備蓄するよう努めなければならない。	⑴　水、食料品等の備蓄（第９項関係） 非常災害時に想定される収容人数に対し、概ね３日分を目安として、水、食料品、排せつケア用品、常備薬等を備蓄するほか、一般的な医薬品や携帯ラジオ、懐中電灯等の器具を備えるよう努めてください。 また、備蓄品が賞味期限切れ、消費期限切れとならないよう定期的に点検、入れ替えを行うほか、備蓄品を日常業務で使用するなどの方法により廃棄量の削減に努めてください。 なお、事業所等への直接の備蓄のほか、民間企業等との契約により非常災害時に必要な支援が得られる体制をとることもできます。
１０　介護老人保健施設は、非常災害時に地域住民等との連携が円滑に行えるよう、日頃から地域住民等との連携に努めなければならない。	㈼　地域住民等との日頃からの連携（第１０項関係） 非常災害時に地域住民等からの支援の受け入れや地域の要援護者

条例（読み替え後の規定を含む。）	条例の具体的内容等
	の避難の受け入れなど双方向の連携を円滑に行うことができるよう、日頃からの地域住民等との連携、協力関係の構築に努めてください。 なお、具体的には、「介護保険施設等における防災対策の強化について」（平成 24 年老総発 0420 第１号）、「被災時から復興期における高齢者への段階的支援とその体制のあり方の調査研究事業報告書（株式会社富士通総研）」やその他の資料を参考にしてください。
１１　介護老人保健施設は、次に掲げる記録のうち、法第４０条第９号の施設介護サービス費の支給の根拠となるものについて、その完結の日から５年間、これを保存しなければならない。 ⑴　入所者に提供するサービスに関する計画 ⑵　入所者に提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶その他介護保健施設サービスの提供に関する記録	⑹　居宅介護サービス費等の支給の根拠となる記録の５年間保存に係る独自基準（読み替え後の第２条第１１項関係） ア　目的 居宅介護サービス費等の返還請求が必要な事態が生じた場合に適切に対応できるよう、省令基準では２年間保存とされている記録のうち、居宅介護サービス費等の支給の根拠となるものについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）で定める返還請求権の消滅時効の期間に合わせ保存期間を５年間とし、介護給付の適正化を図ります。 イ　具体的内容 資料２の「居宅介護サービス費等の支給の根拠として５年間保存すべき記録の例示について」を参考として、事業者が作成する個々の記録が居宅介護サービス費等の支給の根拠に該当するかどうかは、事業者において個別に判断し、必要に応じて本市へお問い合わせください。 なお、事業者が事業所等を廃止又は統合した場合であっても、完結の日から２年間又は５年間の保存の義務があります。 ウ　その他 ⑺　完結の日の取扱い 省令基準における２年間の保存の起算日の「完結の日」の解釈に基づき、これまでは、利用者等のサービス利用開始以降のすべての記録を契約終了後２年間（居宅介護サービス費等の支給の根拠となる記録は５年間）経過するまで保存するよう指導していましたが、平成２５年４月１日以降の「完結の日」の取扱いについては、資料３の「記録の保存に係る「完結の日」の解釈について」のとおり省令基準の記録の区分ごとに運用することとします。 なお、会計に関する記録など他法において、当該条例で定める保存期間を超える期間の保存が義務付けられている記録については、他法で定められた期間の保存が必要です。 ⑴　記録の電磁的保存 原則、すべての記録について電磁的記録による保存を可能とします。ただし、利用者等や医師等の署名・押印がある記録など、原本の保存が必要と考えられるものについては除きます。 なお、電磁的記録により保存する場合には、必ず事業所等に保管された記録媒体又は事業所等からアクセス可能な記録媒体に保存し、実地指導等における本市職員の求めに応じ、事業所等で速やかに閲覧できる状況にしておく必要があります。
附　則 １　この条例は、平成２５年４月１日から施行する。	３　施行期日等 ⑴　施行期日について 全ての規定を平成２５年４月１日から施行します。
２　第２条第５項及び第６項（これらの規定を第３条第２項、第５条第２項、第８条第３項、第	⑵　適用日について ２⑵の「運営規程の記載事項に係る独自基準」の規定に基づく運営規程の整備及び２⑶の「金銭管理規程の整備に係る独自基準」の規定に基

条例（読み替え後の規定を含む。）	条例の具体的内容等
１１条第３項、第１２条第２項、第１４条第２項、第１６条第２項及び第１８条第２項において準用する場合を含む。）並びに第１１条第２項（第１２条第２項及び第１８条第２項において準用する場合を含む。）の規定は、平成２６年４月１日から適用する。	づく金銭管理規程の整備については、１年間の経過措置を設け、平成２６年４月１日から適用します。 ※　本条例に係る本市ホームページを開設しています。 お示しした参考通知や参考文献等のデータやリンク先を掲載していますので、あわせて御確認ください。 【本市ホームページの掲載場所】 広島市ホーム ＞ 事業者 ＞ その他 ＞ 介護保険 ＞ 事業者向け情報 ＞ 指定基準・介護報酬告示・関係通知等 ＞ 広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例の施行について